

2025(令和7)年度入試 令和6年能登半島地震により被災された受験生への入学選考料及び入学金免除措置について

このたびの令和6年能登半島地震で被害にあわれた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。武蔵野大学通信教育部では、下記のとおり、令和6年能登半島地震で被災された受験生に対し、2025(令和7)年度入学者選考(学部・大学院)の正科生の入学選考料及び入学金免除の措置を講じることとしました。

つきましては、該当する方で、本措置を希望する方は、手続き方法や必要書類の確認のため、まずは武蔵野大学通信教育事務課までお問い合わせください。お問い合わせ後、必要書類の一部をお送りします。

1. 対象者

通信教育部(学部・大学院)の正科生にご出願される方で、以下(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1) 学費支弁者(受験生本人の場合を含む)の居住地が災害救助法の適用を受け、学費支弁者(受験生本人の場合を含む)の居住する家屋が全壊・半壊(大規模及び中規模半壊を含む)・一部損壊に該当した場合
- (2) 災害救助法適用地域の災害により、学費支弁者が死亡した場合

2. 対象となる入学者選考

2025(令和7)年度入学者選考(学部・大学院)

今後実施する正科生を対象とした全ての出願区分。

3. 措置の内容

入学選考料(検定料)及び入学金の免除

※入金を行った場合は、2025年4月以降に返還

4. 申請方法

以下の書類Aと書類Bを各入試の出願期間内に、出願書類に同封し郵送してください。なお、書類Aについては、武蔵野大学通信教育事務課へのお問い合わせ後、本学からお送りします。

□書類A：武蔵野大学通信教育部入学選考料及び入学金免除申請書(本学所定書式)

□書類B：被災を証明できる書類。以下(ア)(イ)のうちいずれか一方。

(ア)学費支弁者が居住する家屋の罹災証明書(コピー可)[措置の対象者(1)の場合]

※家屋の被害認定が記載されたものに限りです。

(イ)死亡診断書(コピー可)[措置の対象者(2)の場合]

【お問い合わせ】

武蔵野大学通信教育事務課 入試担当

TEL：042-468-3481(平日9：00～17：00)

e-mail：mtsushin@musashino-u.ac.jp